

かわまちづくり支援制度

～良好なまち空間と水辺空間の形成～

観光などの活性化に繋がる景観・歴史・文化等の河川が有する地域の魅力という「資源」や地域の創意としての「知恵」を活かし、地方公共団体や地元住民との連携の下で立案された、実現性の高い河川や水辺の整備・利活用計画による、良好なまちと水辺が融合した空間形成の円滑な推進を図ります。

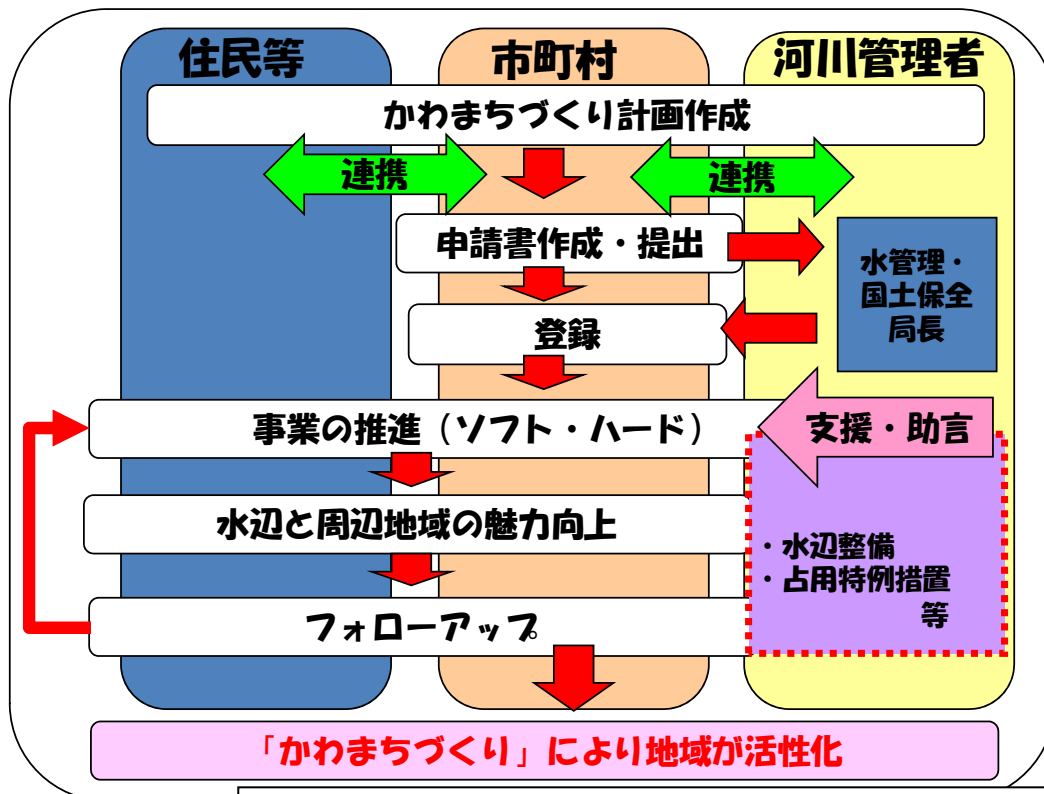
○事業概要

ソフト支援：民間事業者による河川敷のイベント広場やオープンカフェ等への利用制度（河川敷地占用許可準則の適用）等を拡充、河川管理者として「地域づくりのためのフォローアップ」を積極的に支援。

ハード支援：まちづくりと一体となった水辺整備を積極的に支援。



管理用道路をフットパスとして活用（最上川）



- ①地域の創意としての「知恵」を活かした計画を対象
- ②利活用方策が地域において明確となっているものを対象
- ③施設の維持管理に地域の協力が得られるものを対象

図：かわまちづくりの流れ

※かわまちづくり支援制度の改正（H22.4）の主な改正点

- ・ハード支援の内容を、**治水上及び河川利用上の安全・安心に係る河川管理施設の整備**とする（レクリエーション性の高い施設は自治体により整備）
- ・かわまちづくり支援制度への認定制度から、**登録制度**へ変更